

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、西村地区土地改良事業共同施行から平成19年3月12日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）西村地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀